

札幌市誰もがつながり合う 共生のまちづくり条例

愛称 つながるさっぽろ条例

を制定しました。



令和7年
4月1日施行

札幌市では、差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会(共生社会)の実現に取り組んでいます。

※包摂性・・・誰も排除せず、みんなが一緒に参加できるようにすること

いろいろな違いを
尊重する



社会全体で
支え合う



みんなと一緒に、
次の世代へ



お問い合わせ先:

札幌市まちづくり政策局ユニバーサル推進室

TEL011-211-2361 FAX011-218-5109

メール ki.universal@city.sapporo.jp

SAPPORO



さっぽろ市
04-807-25-1927
R7-4-350



条例の詳細はこちら